

9 共済金が支払われない主な場合

- 次の①～⑦に該当する場合、当共済金は共済金をお支払いしません。
なお、免責事由の詳細は普通共済約款、特約条項にてご確認ください。
- ① 共済金の支払事由に該当しない場合
- ② 原因となる傷病が当共済会の共済責任の開始前に生じている場合
- ③ 不法取得目的によるものとして、ご契約または特約が無効とされた場合
- ④ 詐欺・強迫によるものとして、ご契約または特約が取消しされた場合
- ⑤ 共済金を詐取する目的で事故を招いたとき等、ご契約を継続することを期待できないような重大な事由が発生し、ご契約または特約が解除された場合
- ⑥ 告知義務違反によって、ご契約または特約が解除された場合
- ⑦ 共済基本料のお支払いがなかつた、ご契約が失効した後に共済金の支払事由に該当した場合
- ⑧ 次の事由により生じた疾病・傷害の場合
 - 海外で被った傷害
 - 責任開始日から遡り過去12ヶ月以内に予防接種ワクチンを受けていないことに起因して傷害が発生した場合
 - 競技等に参加またはそれらの訓練に起因する場合
 - 繁殖行為に起因する場合
 - 妊娠、出産、早産、流産、帝王切開の症例処置または予防措置費用
 - お客様の故意、重大な過失
 - お客様の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故
 - お客様が法令上の運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態での運転中に生じた事故
 - お客様が保障の対象となるペットに対して、銃撃、給水といった、社会通念上当然行うべき基本的な健康・衛生管理を怠ったことが原因で生じた傷害または疾病
 - 地震、噴火、または津波、戦争、外国の武力行使、革命等
- ⑨ 次の感染症の場合。ただし、狂犬病以外は、獣医師の指導によって予防ワクチン接種等の有効な予防措置が講じられている場合、共済金をお支払いします。
 - ハルボウイルス感染症
 - ジステンパー感染症
 - パライソウイルス感染症
 - アデノウイルス型感染症
 - レプトスピラ感染症貧血型
 - フィラリア症
 - カリシウィルス感染症
 - 白喉ウィルス感染症
 - 伝染性肝炎
 - コロナウィルス感染症
 - レプトスピラ感染症カニコラ型
 - 汎白血球減少症
 - ウィルス性肺炎
 - ノミダニ感染症
 - 狂犬病
- ⑩ 次の疾病の場合。また次の疾病の疑いによる診療である場合、及び診療の結果対象外疾病が認められ、またはその疑いと診断された場合の診療費・費用
 - 呼吸器炎
 - 呼吸器腫瘍
 - ヘルニア
 - 気管虚脱
 - てんかん
 - 膝蓋骨脱臼
 - 口腔内疾患
 - 腫瘍
 - 骨折
 - 骨折不全癒
 - レッグヘルナス
 - ノミダニに起因するアレルギー疾患

⑪ 支払対象の治療費用から除外となる次の費用

- 共済期間が始まる前から被っていたペットの傷病および発症していた先天性異常又はその疑い（免責期間中の発症および発症の疑いを含む）
- ペットの去勢と避妊ならびにそれらによって生じた症状および傷病
- 疾病予防のための薬物投与・注射、美容整形、ケアに該当する処置
- 口腔内医療措置および口腔内医療措置に起因する全ての処置・治療
- 肛門腺絞りほりに関する全ての治療
- 健康体に実施する健康診断・検査費用（体調不良等の症状があり、診断名を特定するための検査費用はお支払いいたします。）
- 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用（健康体に行われた検査費用を含む。加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。）
- 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの（健康補助食品、サプリメント、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、ケア用品）
- 中国医学（鍼灸を含む）、東洋医学、インド医学、免疫療法、ハーブ療法、アロマセラピー、ホモパシー、温泉療法、股関節療法等の代替医療および鍼灸療法
- シャンプー、薬用シャンプーおよび医薬品シャンプー、イヤークリーナー、保湿剤等（いずれも院内処置を含みます。）
- 時間外診療費、夜間診療費および住診料、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的のための診察料、文書料、配送料およびこれらと同様の費用
- カウンセリング費用、相談料および指導料
- 安楽死、遺体処置、解剖検査、火葬費および葬儀費用
- マイクロチップの埋込費用

10 更新時の取扱について

- 共済期間の満了日の1ヶ月前または更新を希望されないのお申出がなく、更新後の共済基本料が払込まれた場合、満了日の翌日を更新日として共済契約は更新されます。この場合、更新日時点の普通共済約款・保障料率およびペットの年齢が適用されます。
- 更新を希望されない場合、または更新時に契約内容を変更される場合は、共済期間満了日の1ヶ月前までに所定の用紙又は電話にて必ず当共済会へお申出ください。
- 当該更新契約の危険度が全体の水準に対して高く、公平性等の観点から更新前と同条件での引受けが不適当である場合には、その契約の更新を引き受けない、または更新後の契約内容を変更して引き受けすることがあります。
※ 特定疾病不担保特約の付帯または請求回数の制限を設けて更新をお願いすることがあります。
- 共済契約の計算基準に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、更新時の共済契約の共済基本料を増額したり、保障金額を減額したりすることがあります。また、この共済が不採算となったときは共済契約の更新を引き受けないことがあります。

日本ペット共済

たくさんの時間をすごす家族だから。安心の健康サポートを。



日本ペット共済 個人情報保護方針

- 1. 法令等の遵守**
当共済会は、お客様の個人情報の取り扱いについて定めている個人情報保護法、その他関係法令およびガイドラインを遵守いたします。
- 2. 教育・体制**
当共済会は、個人情報保護の重要性について、理事ならびに全従業員に教育訓練を実施するなど、職員に対する教育啓蒙活動を実施し、その内容を共済会内に周知徹底させます。
また、個人情報保護の管理責任者を置き、適切な個人情報保護のための「JIS Q15001」に準拠したコンプライアンス・プログラムを策定し、実施、維持、継続的に改善に努めます。
- 3. 個人情報の収集**
当共済会は、お客様から個人情報を収集する場合、原則として利用目的と開示内容をお知らせし、お客様の同意を得た上で、適正かつ公正な手段に基づき収集を行います。
- 4. 個人情報の管理**
お客様の個人情報は適切かつ厳重に管理する為、合理的な技術を実施します。また、個人情報の紛失、破壊、滅失、改ざん、漏洩を防止するために、不正アクセス防止などのセキュリティ対策に努めます。
- 5. 個人情報の利用**
当共済会は、お客様からご提供いただいた個人情報、法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合を除き、日本ペット共済の関連会社、業務の委託先および提携先以外の第三者には、お客様の承諾がない限り収集した個人情報を提供いたしません。ただし、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できないよう加工したデータを、統計資料作成などに利用する場合がありますが、この場合当該データにつきましては、何らの制限なく利用できるものとなります。
- 6. 登録情報の訂正**
当共済会は、お客様の個人情報をできる限り正確かつ最新の内容で管理します。お客様が個人情報の確認、訂正等をご希望される場合には、お客様からの要請に基づき、第三者によるお客様の個人情報の改竄を防止するため、お客様ご自身であることが当共済会にて確認できた場合に限り、不正確な情報または古い情報を修正または削除させていただきます。
- 7. 体制の継続的見直し**
当共済会は、個人情報の取り扱いに関する規程、コンプライアンス・プログラムおよびそれを実行するための組織体制について、有効かつ適正な運用が持続的になされるよう継続的な見直しと改善を図ってまいります。

自己負担なしの
全額保障プランを
ご用意!

全国すべての
動物病院での
診療費が対象!

入院・通院の
回数制限
無し!

各種割引制度
あり!

一般社団法人
日本ペット共済

個人情報に関する相談窓口 日本ペット共済

☎0120-055-604 ※携帯・PHSからもご利用可能です。

メール: info@petlife.or.jp

受付時間 10:00~19:00
(平日のみ※土日祝・年末年始等を除く)

安心・信頼・親切の 日本ペット共済を大切な家族へ

日本ペット共済の5つのあしん

あしん 1 選べる3つのプラン プラチナプラン 100%保障 ゴールドプラン 70%保障 シルバープラン 50%保障

例えば... プラチナプラン・0才・小型犬の場合... 共済基本料 2,900円



例えば... ゴールドプラン・3才・猫の場合... 共済基本料 1,800円



例えば... シルバープラン・1才・小型犬の場合... 共済基本料 1,500円



※詳細内容は審査で決定いたします。

あしん 2 入院・通院の回数制限なし(限度額年間70万まで)
終身で継続可能

あしん 3 共済基本料は1,500円～

あしん 4 継続割引・多頭割引各種割引あり

あしん 5 全ての動物病院・診療所が対象

選べる3つのプラン 保障内容

ペットの病気・ケガ・ガンに対し保障の対象となる診療費の100%・70%・50%をお支払いいたします。



	プラチナプラン 100%保障		ゴールドプラン 70%保障		シルバープラン 50%保障	
	支払い限度額	限度日数(回数)	支払い限度額	限度日数(回数)	支払い限度額	限度日数(回数)
入院	15,000円まで /1日	無制限 /1年	12,000円まで /1日	無制限 /1年	10,000円まで /1日	無制限 /1年
通院	15,000円まで /1日	無制限 /1年	12,000円まで /1日	無制限 /1年	10,000円まで /1日	無制限 /1年
手術	150,000円まで /1日	2回まで /1年	120,000円まで /1日	2回まで /1年	100,000円まで /1日	2回まで /1年

- 共済金 各プランの日額限度の範囲内で治療費に保障割合を乗じた額
- 年間支払限度額 各プラン70万円まで
- 対象医療機関 全国すべての動物病院での医療費が対象
- 契約更新 1年間の自動更新
- 責任開始日 申込日または共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日より保障開始
※病気は30日、ガンは90日間の免責期間あり



終身継続可能

入院・通院無制限保障



一般社団法人
日本ペット共済

〒659-0092 兵庫県芦屋市大原町5-17 DANビル 3F

☎0120-055-604

※携帯・PHSからもご利用可能です。

info@petlife.or.jp

LINE公式アカウント @petkyosai



<http://www.petlife.or.jp>

重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報

契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通共済約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明点については当共済会までお問い合わせください。

1 商品のしくみ

商品名 名称：ペット共済(ペット)

共済商品の特徴：この共済は、家庭で飼育されている犬または猫が、病気やケガで所定の通院・入院・手術を受けたときに、限度額の範囲内で治療費の一定割合を保障する共済です。

2 主契約の支払事由および共済金額

共済金の種類	支払事由 (共済金をお支払いする場合)	支払金額
通院共済金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	通院による治療1日について、実際に負担した治療費用に保障割合を乗じた額
入院共済金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	入院による治療1日について、実際に負担した入院費用に保障割合を乗じた額
手術共済金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	手術1回について、実際に負担した手術費用に保障割合を乗じた額*

*同一の傷病で2種類以上の手術を受けた場合は、もっとも治療費の高い1種類のみを対象としてお支払いします。また、2回以上分けて受けたい一連の手術については、1回の手術のみとしてお支払いします。

● 動物病院等に支払う費用でも、保障の対象となる治療費用に含まれないものがあります。■共済金が支払われない場合は、ご確認ください。

● 3つの加入プランからお選びいただけます。

加入プラン	保障割合	保障割合		
		通院したとき (通院共済金)	入院したとき (入院共済金)	手術を受けたとき (手術共済金)
スタンダード	50%	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
プレミアム	70%	年間 70万円 まで 1日 10,000円 まで	年間 70万円 まで 1日 10,000円 まで	年間 70万円 まで 1回 10万円 まで(年2回)
プレミアムプラス	100%	年間 70万円 まで 1日 15,000円 まで	年間 70万円 まで 1日 15,000円 まで	年間 70万円 まで 1回 15万円 まで(年2回)

● 1日または1回あたりの支払共済金額、年間の支払共済金額には、上記の表のとおり上限があります。

● プラン変更は、更新時に限り可能です。契約途中に変更することはできません。保障割合の低いプランから高いプランへ変更する場合は、審査が必要となり審査結果により条件付き変更または変更不可となる場合がございます。

● 保障開始時期は次のとおりです。

ケガの場合	申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日から保障開始
病気の場合*	契約日を含む30日間の免責期間 31日 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日の31日から保障開始
ガンの場合**	契約日を含む90日間の免責期間 91日 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日の91日から保障開始

* 次年度以降ご契約が更新された場合、更新後のご契約には免責期間がなく、更新日初日から保障が開始されます。

** 免責期間(待機期間)中に発症した(疑い含む)疾病については、免責期間(待機期間)終了後も保障の対象となります。

● 詳細については「普通共済約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明点については当共済会または取扱代理店までお問い合わせください。

3 共済期間

共済期間は1年期です。共済期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がなく、更新後契約の共済基本料が払込まれた場合、満了日の翌日に共済契約は更新されます。

4 引受条件

- 10才までの犬・猫
- 年齢ごとの引受条件は下記の通りです。現在の健康状態によりお引受け条件を決定させていただきます。0才〜2才：申込書告知欄で健康状態をお知らせください。3才〜6才：申込書に添付された別途告知書をご提出ください。7才〜10才：健康診断を受診の上、健康診断書をご提出ください。特別特定疾病不担保特約付帯のご加入となります。* 審査によりその他検査を受けた場合もございます。

【特定疾病不担保特約】

特定の疾病・ケガに関する治療費・薬代等の通院費について保障の対象から除外する場合に適用されます。ご契約前に疾病やケガが発症していた場合や条件変更がある更新時に付帯されます。

- 特約が付帯する場合、共済証券に特定疾病・ケガが記載されます。

【特別特定疾病不担保特約】

7才以上で下記に該当する場合、健康状態に関係なく特別特定疾病不担保特約付帯のお引受けとなります。

- 7才以上で未避妊・未去勢の場合
- オス：前立腺肥大・会陰ヘルニア・直腸憩室形成、肛門周囲膿腫
- メス：子宮内腺症・子宮蓄膿症・子宮筋腫・卵巣腫瘍・子宮水腫・乳腺腫瘍
- 9才以上(7才以上で未避妊・未去勢の場合の特定疾病)

腎不全・甲状腺機能亢進症/低下症

● 特別特定疾病不担保特約は終身特約となります。

● 健康状態により別途引受条件が追加となる場合がございます。引受条件に関する告知や健康診断については、2告知義務をご確認ください。

5 共済基本料および共済基本料払込に関する事項

● **共済基本料**：共済基本料は、保障の対象となるペットについて、犬または猫の別、年齢別に異なります。共済基本料の支払方法には、年払と月払があります。更新後の共済基本料は、更新日時点の共済基本料率を適用します。

● **割引制度**：共済基本料の割引制度には、次のものがあります。

割引制度	割引率	割引制度の概要
多頭割引	3%	すでに当共済会のペット共済にご加入のペットがいる場合、2頭を比べて共済基本料の低い方が多頭割引の適用となります。※同時加入時も適用
無事故割引	5%	共済金の支払がなく共済期間が満了し、契約の更新をした場合に、更新後の契約に適用する割引です。

● 共済基本料の払込方法には年払と月払があり、払込期間は共済期間と同一です。

● 共済基本料の主な払込経路は口座振替・クレジットカードなどです。

● 当共済会は、払込まれた共済基本料に対する領収証は発行しません。ただし、現金により共済基本料の払込を受けた場合、または共済契約者から申し出があった場合には領収証を発行します。

● 実際にご契約いただく共済基本料、払込方法、払込経路については、ペット共済契約申込書にてご確認ください。

1 クーリングオフ

● 申込書をご記入いただいた日、またはこの「重要事項説明書」をお受け取りいただいた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回をすることができます。この場合、お申し込みいただいた金額は全額お返しいたします。

● クーリングオフは、郵便(ハガキ・封書など)より前述の期間(8日以内の消印有効)に、当共済会までお申し出ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所・電話番号、ご契約の申込日をご記入ください。

書面の郵送先	一般社団法人 日本ペット共済 〒659-0092 兵庫県芦屋市大原5-17 DANビル 3F クーリングオフ係
--------	---

2 告知義務

①告知義務について
共済契約者および被共済者には、保障の対象となるペットの健康状態などについて告知をしていただく義務があります。共済は多数の人々が共済基本料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめる健康状態のよくないペットが条件に加入されますと、共済基本料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、ペットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ペットを対象とするほかのペット保険等(以下、他の契約)の加入状況等について申込書および告知書等でご当共済会にお知らせすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受けの可否を判断いたします。また、ご契約加入後、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当共済会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

②告知受領権について
告知受領権は当共済会が有しています。代理店は告知受領権がなく、代理店に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

③お申込内容の確認について
告知書の内容だけでは引受けの可否の判断ができない場合、保障の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。

④傷病歴があるペットでも引受け可能な場合について
当共済会では、ご契約者間の公平性を保つため、保障の対象となるペットの健康状態すなわちお支払が発生するリスクに基いたして1度対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の疾病または特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件にお引受けすることがあります。

⑤正しく告知されないことのデメリットについて
告知いただく事柄は、申込書および告知書に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知された場合、当共済会は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生しても、これをお支払いすることはできません。更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当共済会は、更新後契約を解除することがあります。

6 配当金および解約返戻金に関する事項

● 契約者配当
この共済契約に対する契約者配当はありません。

● 共済期間中に解約をご希望の場合は、当共済会にお申し出ください。解約に際しての返戻金は、共済基本料払込方法によって次のとおりとなります。

既経過月数	解約返戻金率	既経過月数	解約返戻金率
1ヶ月	0.83	7ヶ月	0.33
2ヶ月	0.75	8ヶ月	0.25
3ヶ月	0.67	9ヶ月	0.17
4ヶ月	0.58	10ヶ月	0.08
5ヶ月	0.5	11ヶ月	0.00
6ヶ月	0.42	12ヶ月	0.00

既経過月数に1ヶ月未満の端数がある場合は、その端数は切り上げます。

● 月払契約の場合、解約返戻金はありません。

● 初年度に解約の場合、事務手数料は返戻されません。

3 通知義務

● 共済契約者または被共済者は、次のいずれかが発生した場合は、遅滞なく当共済会までご連絡ください。ご連絡のない場合は、損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

①ペットが死した場合は、②ペットを他人に譲渡した場合は、③ペットの用途や飼育の目的を変更した場合は、

4 責任開始期

● 当共済会所定の申込期日までに当共済会が申込を受理し、かつ共済基本料が申込期日に支払われた場合、申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日より保障が開始されます。但し病気が30日間、ガンによる支払事由については、契約日より起算して90日間の免責期間が満了する日の翌日の午前0時から保障が開始します。

● 責任開始前に発症した疾病および発症した疑いのある疾病は、免責期間満了後も共済金はお支払いしません。

5 共済基本料の払込期日、契約の失効

● 共済基本料は払込期日までに払い込みください。払込期日までに共済基本料の払い込みがない場合は、その払込期日後に生じた事故や発病した疾病による損害に対しては、共済金をお支払いできない場合があります。第2回以後の月払共済基本料が払込期日までに払い込まれない場合、払込期月の翌月末日までに翌月分とあわせて2か月分の月払共済基本料を払い込まなければなりません。ただし、1か月分の共済基本料が払い込まれた場合は、払込期日に共済基本料があったものとします。この払込がない場合は、ご契約は払込期月の翌月1日の午前0時から失効し、失効日以後に共済金の支払事由が発生しても共済金はお支払いしません。

6 解約と解約返戻金

● ご契約後、共済契約を解約される場合には、当共済会にお申し出ください。解約時の返戻金は「解約概要」に記載のとおり、払い込まれた共済基本料の合計額より少ない金額になります。(月払契約では、返戻金はありません。)また、初年度解約の場合、事務手数料は返戻されません。

7 共済会社が経営破たんした場合の取扱

● 当共済会は共済業者であり、保険契約者保護機構による資金援助の適用はありません。また、この契約は保険契約者保護機構への移転等の保障対象契約に該当しません。

8 共済期間中の保障料の増額または保障金の削減

● 共済契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、共済期間中に保障料の増額または保障金額の減額を行うことがあります。また、想定外的事象発生により、当共済会の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じたときは、保障金を削減して支払うことがあります。